



厚生労働省 群馬労働局発表
平成29年1月30日

報道関係者 各位

担 当	【照会先】
	群馬労働局労働基準部監督課
	監督課長 永田 卓也
	監察監督官 穂積 常之 電話 (027) 896-4735

平成28年の司法（送検）処理状況について

群馬労働局(局長 半田 和彦)では、群馬労働局管内7労働基準監督署が労働基準法等関係法令違反被疑事件として捜査し、平成28年中に、前橋地方検察庁へ送検した状況（「司法処理状況」）をとりまとめたので発表します（詳細は別紙を参照）。

群馬労働局では、法定労働条件の履行確保や災害多発業種に対する重点的な災害防止対策を推進しているところですが、今後も重大・悪質な法令違反については、積極的に送検をする等厳正に対処する方針です。

平成28年に前橋地方検察庁に送検した件数は10件で次のとおり。

(1) 最低賃金法違反事件

3件

(2) 労働安全衛生法違反事件

7件

※ 賃金不払事件については、支払賃金額が地域別最低賃金額未満である場合（不払の場合を含む。）には、地域別最低賃金に係る違反（最低賃金法第4条第1項違反）の罰金額（50万円以下の罰金）が労働基準法第24条違反（定期賃金不払い）の罰金額（30万円以下の罰金）を上回っているため、特別法である最低賃金法違反の罪として処理しています。

(参考)

「司法処理」とは、労働基準監督官が労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として、検察庁へ送検するための処理のことです。

労働基準法等関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う」旨規定されています。

1 司法事件の内容（表1参照）

(1) 最低賃金法違反被疑事件（3件）

平成28年中に送検した最低賃金法違反被疑事件は、賃金不払（定期賃金）が3件であった。

(2) 労働安全衛生法違反被疑事件（7件）

平成28年中に送検した労働安全衛生法違反被疑事件の内容は、墜落防止措置に関するものが2件、労働者死傷病報告書の提出に関するもの、旋盤の回転軸に覆い等を設けなかったもの、貨物自動車の荷の積載措置に関するもの、伐木作業における保護帽の着用に関するもの、解体工事における屋根の野地板の踏み抜き防止に関するものが各1件であった。

2 司法事件の業種別内訳（下表参照）

業種別に見ると、建設業が4件と最も多く、次いで製造業が3件となっている。

	製造業	建設業	運送業	その他	合計
最低賃金法違反		1	2		3
労働安全衛生法違反	3	3		1	7
合計	3	4	2	1	10

3 司法事件の年別推移（下表参照）

	24年	25年	26年	27年	28年
労働基準法・最低賃金法違反	10	6	8	9	3
労働安全衛生法違反	7	6	8	9	7
合計	17	12	16	18	10

4 添付資料

平成28年送検事例

(表1) 司法事件の内容

最低賃金法違反事件	3件
定期賃金（毎月定期に支払われる月給・時給等）に係る賃金不払に関するもの（最低賃金法第4条）	3件
労働安全衛生法違反事件	7件
作業床の端に墜落防止措置を講じなかったもの （労働安全衛生法第21条、後遺障害を残す災害・死亡災害）	2件
休業4日以上労働災害にかかる労働者死傷病報告書を監督署長に提出しなかったもの（労働安全衛生法第100条、休業災害）	1件
旋盤の回転軸に覆い、囲い等を設けなかったもの （労働安全衛生法第20条、死亡災害）	1件
貨物自動車の荷台に偏荷重が生じないように荷を積載しなかったもの（労働安全衛生法第20条、死亡災害）	1件
伐木作業において保護帽を着用させていなかったもの （労働安全衛生法第21条、死亡災害）	1件
瓦の撤去作業において屋根の野地板の踏み抜き防止措置を講じなかったもの（労働安全衛生法第21条、死亡災害）	1件

平成28年送検事例

事例1

定期賃金不払

1 事件の概要

労働者12名に対し、約1か月分の定期賃金（約285万円）を法定の除外事由がないにもかかわらず、所定支払日に支払わなかった事業者について、法違反の是正を行わなかったため、書類送検したもの。

2 罪名

最低賃金法違反

事例2

解体中の建造物の2階床面から墜落した死亡災害

1 事件の概要

解体中の建造物の高さ約3メートルの2階床面を作業床として、建造物の2階部分の解体作業を行わせるに際し、作業床の端から墜落による危険を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、手すりを設ける等の墜落防止措置を講じなかった事業者を書類送検したもの。

2 罪名

労働安全衛生法違反

事例3

旋盤の回転軸に巻き込まれた死亡災害

1 事件の概要

工場において、精密汎用旋盤を用いてバリ取り作業を行わせるに際し、旋盤の回転軸が露出しており、回転軸に接触することによって労働者に危険を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、覆い、囲い等を設けずに作業を行わせた事業者を書類送検したもの。

2 罪名

労働安全衛生法違反

事例4

労働者死傷病報告書の未提出

1 事件の概要

事業場内において労働者が転倒して負傷し、4日以上休業したにも関わらず、遅滞なく、様式第23号による報告書（労働者死傷病報告）を所轄労働基準監督署長に提出しなかった事業者を書類送検したもの。

2 罪名

労働安全衛生法違反